

第21号議案

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

上記の議案を提出する。

平成29年3月6日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

平成29年4月1日に西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合が東京都市町村公平委員会へ加入することに伴い共同設置規約の変更が必要となるため。

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和42年4月1日東京都知事届出）の一部を次のように改正する。

別表中「あきる野市」を「あきる野市 西東京市」に、「稲城・府中墓苑組合」を「稲城・府中墓苑組合 柳泉園組合 多摩六都科学館組合」に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。